

第3回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成29年10月31日（火）9：30～

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員、飯田委員、松田委員、布川委員、石井委員、上田委員、廣田委員、辻委員、内田委員、工藤委員、鈴木委員

欠席委員

天野委員、坂上委員

事務局

尾方子ども育成推進課長、好永児童課長、松本子ども家庭課長、後藤保育課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、有馬保育認定・調整課長、小野若者支援担当課長、須田幼児教育・保育推進担当副参事、三浦子ども家庭課児童相談所開設推進担当係長

資 料

1. 第2回区立保育園のあり方検討部会【議事要旨】
2. 新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について
別紙）新規開設予定施設・事業一覧
3. 福祉避難所（母子）の検討状況について
4. 効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について
5. 子どもの貧困対策に係る「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」の配付について
別添）せたがや子どもの未来応援気づきのシート、同使い方ガイドライン
6. 子ども計画（第2期）に基づく取組みにかかる評価検証・課題抽出
別添）「せたがや自治政策vol.9」

議事

尾方課長

おはようございます。急に寒くなってまいりましたが、朝早くからありがとうございます。定刻になりましたので、今期の第3回子ども・子育て会議を開会いたします。お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の尾方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日御欠席の御連絡をいただいておりますのが、天野委員と坂上委員でございます。

また、申しわけございません。ほかの公務の都合で、子ども・若者部長の澁田が欠席させていただいております。

議事に入ります前に、お手元に配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。

< 資料確認 >

それでは、これ以降の議事につきましては、森田会長、よろしくお願い申し上げます。

会長

皆さん、おはようございます。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日の子ども・子育て会議ですが、第3回目になります。よろしくお願ひしたいと思います。きょうもたくさんの議事があります。6つありますので、順々にお話を進めていきたいと思ひます。とりわけ子ども計画第2期の評価検証、そして課題抽出というところがありますので、そこについては次の課題になっていきますので、ぜひ時間をかけて皆さんと議論したいと思ひます。

それでは、議事に従って話を進めていきたいと思ひますが、(1)区立保育園のあり方検討部会の検討内容についてということで、第2回の部会の議事要旨を説明していただきます。事務局からお願いいたします。

(1) 区立保育園のあり方検討部会の検討内容について

事務局

それでは、資料に基づきまして、私から前回の部会の報告をさせていただきます。お手元の資料1の1、各委員からの意見等というところからごらんいただきたいと思ひます。1回目の議論を踏まえましていろいろと意見をいただいた中で、最終回に向けて、より焦点を絞

っていく必要があるであろうという観点から2回目は議論をしていただきました。

まず、(1)今後の部会における議論の方向性等についてのご意見です。例えば公立園は支援が必要な家庭に対して児童福祉施設として予防的観点を持ちながらどういった役割を担うべきかであるとか、より現実的な問題に対応できる具体的方策が必要であるけれども、その際に将来も見据えた長期的視点が必要ではないか。それから、子どもや現場の職員にしわ寄せがいかないような配慮も必要であるといったご意見をいただいております。

また、(2)は、1回目でも大きく取り上げられた部分で、世田谷区における支援が必要な家庭への支援の状況・課題について御意見をいただいております。当事者の意欲、想いについて適切にアセスメントを行いマネジメントすることはとても重要であるですとか、子育て支援機関と関連施設や就労支援機関等との現場からつなぎを行う仕組みも重要ではないかといったこと、それから、区では、子ども家庭支援センターがつなぎの役割を担っているけれども、公立園も日々支援機関へのつなぎの役割を現状として行っているですとか、昨年度より妊娠期の面接を開始していること、それから、要支援児童の入園についてはまだ関連機関等との連携が十分でない部分もあるといった御意見をいただいております。

また、(3)児童福祉施設としての役割ということで御意見をいただいております。公立保育園については、社会保障的役割と雇用保障という役割を持つが、両者のバランスを保つ必要があるとか、社会的養護が必要となる家庭の一步前の支援を公立保育園がより担っていくべきであるとか、支援が必要な家庭の児童の入園を柔軟に行っていく仕組みが求められるのではないかとしたことですとか、保育の質を担保しながら支援の必要性に気づいて支援機関に適切につなぐ役割を果たしていくためには、保育士のみでは過度な負担となることから、園に保育士とは別にソーシャルワーカーを置く必要があるのではないか。一方で、ソーシャルワーク的な役割は経験を積んだ保育士の方も担っていただくべきではないかといった意見もいただいております。また、虐待の相談件数を見ると、保育園や児童館等の地域でケアを受けられる施設に役割を担ってもらうことが必要である。それから、公立園でもアウトリーチとして一時預かりを積極的に行って、セーフティネットとして気づかないニーズをキャッチすべきである。また、ちょっと視点を変えまして、私立園の廃止等緊急時の公立園職員の派遣や私立園の児童を受け入れる

などの役割も担えるのではないかといいた御意見もいただいております。

また、裏面へ行っていただきまして、子どもを育てる状況の当たり前のレベルが下がっており、公立園から意識的に子育ての当たり前のレベルを上げることで困難な状況の方の声を吸い上げやすくしていくべきであるといったこと。それから、今後、区立園は統合を予定しておりますけれども、予定している統合園については規模が大き過ぎる印象があるといった御意見をいただいております。

以上、こうした御意見を踏まえまして、その他でも幾つかいただいておりますけれども、2の次回に向けてということで、具体的な案を今事務局のほうで策定中でございます。それに基づきまして、3回目、何が課題となって、どうすれば区立、公立保育園としていい施策が展開できるのかといったことについて議論を行うということで進めていきたいと思っております。

次回の予定が12月になりますので、それまでに案を策定してまいりたいと思っております。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。メンバーの方、あるいはメンバー以外の方も、もしここでこんな議論を深めてほしいということがございましたら、ご意見ください。

委員

私も、子どものセーフティネットとして、より積極的な役割を果たす公立保育園ということで意見をこの部会で申し上げていたんですが、もう1つ申し上げたことがあります。それは、今、民間の保育施設が非常に多様化しておりまして、本当に保育の質もしっかり確保した上で多様な機能を持っていらっしゃる民間の施設から、まだ自分たちでも自信がなくていろいろ手探り状態になっている民間の施設までさまざまになっております。区の支援や指導が非常に重要になっていると思っております。その意味では、それだけの人材を公立保育園で育成して、区の大事な保育施策の現場を支えるスタッフとして、区自身が培っていかなくてはならないのではないかと、公立保育園はそういった人材の育成機関としても考えられるのではないかといいことを申し上げました。そのことをちょっと補足しておきます。

会長

先ほどの資料の中でも、当日の議論の中でも、私立保育園が廃止になるとか、災害時だとか、緊急的な状況が各地で今、出てきているわけですが、そういったときに、保育士という専門職を抱えるということ自体、非常に重要なセーフティネットになっている。この人たちは、子どもや子育て家庭を支えるということでは大事なスタッフなので、そういう意

味では一定数は確保してほしいということと、一定数の公立保育園がその中で果たす役割もあるだろうということについてお話があったわけですね。

最近、世田谷もそうですけれども、いろいろな自治体で急増する保育ニーズに対して、本当にさまざまな保育施設が開設されているわけなので、保育士の経験年数自体も非常に下がっていますし、今までほとんど経験したこともない、長期間保育士を休んでいた方々が再度復職されてきている傾向もあります。こういったときに公立保育園のスタッフが一定のサポートに入れるような形で、全体として世田谷の保育の質を担保していくことが重要ではないかという視点について、一方で議論しているところでございます。

委員

児童福祉施設としての役割とか仕組みを考えていくときに、恐らく乳児院とか児童養護施設、母子生活支援施設などの社会的養護の仕組みが1つのヒントになってくるんじゃないかとも思っています。例えばそういった施設では、子どもの自立支援計画ですとか、母子の自立支援計画など、保育士と、家庭支援専門相談員、ファミリーソーシャルワーカーと児相などが連携しながらつくり上げて、子どもの自立とか、あるいは保護者の自立を支援していく。そういったことを考えていきますと、例えば公立保育所でも児童福祉施設の役割を果たしていくといった場合に、子どもの育ちですとか、保護者の養育力というものを中心に置いて、ソーシャルワーカーを置く必要があるという御指摘もありますが、保育士と、あとはソーシャルワーカー的な役割を担う人たち、あるいは子ども家庭支援センター等で、例えば子どもの養育支援計画のようなものを策定して、子どもの育ちとか、保護者の養育力の向上を段階的に高めていく、そういった部分が見える化していくような仕組みも考えられるのではないかと思います。

ただ、1つ注意が必要なのは、保護者の養育力の向上というのは、単体で高まるものではないと思いますので、保護者のみの向上ということではなくて、保護者を取り巻くネットワークとか、地域の養育力の向上、そういったものを一緒に底上げしていくような仕組みというものも考えられるのではないかと思います。

委員

非常にグレーゾーンのお子さんが増えておまして、保護者の方が、我が子がグレーゾーンということを早く認めてくださって、発達障害相談・療育センター「げんき」に相談を入れたんですが、予約が1年先までいっぱいということだったんですね。これは今の時期の1年間は非常に大切な時期だと思うので、公立保育園でそういうニーズにも応

えてくれるようになれば、保護者も一層安心できるのではないかと考えております。

会長

これはまた別の問題としても深刻ですね。1年も待たなければいけないというのが世田谷の中で起きているということは、またちょっと別の問題としても議論したいと思っていますけれども、そういった役割も公立保育所の役割として議論してほしいと思います。この問題は、恐らくきょうの4つ目の議題の効果的な児童相談行政の推進というところにもかかわってくるころだとは思いますが、具体的にはさまざまな児童福祉施設にどんな役割分担をその中で位置づけながら児童相談行政を進めていくのか。これは何度も繰り返し申し上げているように、支援型の施策を具体的にどう充実させながら、最終的な介入というところを効果的に位置づけていくのかということがとても大事なことで、そういう意味で、支援型の拠点であるべき保育園ですが、この保育園がケアできる力を持っているので、このケア力をどのように発揮してもらいながら介入型の児童相談行政につないでいくのかということ、ここでは本当にしっかり考えておかないと、世田谷自体が非常に子育てしにくいまちになってしまうので、ぜひこのところについては、最後、引き締めて議論をしてみたいと考えております。

委員

もう既にある機能なんですけれども、緊急一時の保育について、出産のときの頼みにならないというのがあって、実際入れている方はいらっしゃるんですけれども、直前まで入れるかどうかわからないという返事になってしまうということがあります。壮大にいろいろなものを盛り込んで期待してしまう区立園ですけれども、基本的に今ある機能もしっかりと応答していただけるようになるといいなと思います。

委員

8月に出された社会的教育ビジョンとの関係もあるかと思うんですけれども、言葉の問題だけですけれども、ソーシャルワーカーのところに臨床心理士も入れて、具体的な手厚い支援をやるほうがいいかなというのが現場でも思います。

委員

保育園の規模の問題で、ずっと意見を言ってきたのですが、今うちが166人お預かりしてまして、先週の土曜日が運動会だったんですけれども、運動会の参加人数が650人を超えるんですね。ことしは雨が降りそうだったので急遽小学校の体育館になったんですけれども、入場制限をしまして、申しわけないけれども、おじいちゃん、おばあちゃんは遠慮していただいて、それでも550人を超えました。運動会1つとってもこういった状況になります。

それから、13時間ですとか15時間開いている保育園として、そこに

発達障害のお子さんや、アレルギーのお子さんがいるわけなんですけれども、それは担任だけが把握していればいい問題ではなくて、給食の職員、遅番の職員、早番の職員、全員が把握しなければいけない問題なのですが、園児が150人となると、把握できなくともしなければいけないんですけれども、なかなか厳しい。ですから、今の保育園の機能を果たすということを考えると、大規模園というのはちょっと考えていただきたいし、これは絶対やらないでいただきたいというのが現場の声です。

それともう一つ、来年度の入園の申し込みの期限がもうすぐで、今、見学がとても多いんですけれども、先日、ダウン症のお子さんを持っていらっしゃるお母さんが電話で、うちは遠いからそこには通い切れないんだけれどもお宅に見学に行きたいと。というのは、ある保育園に電話を入れたら、人がつけられないからうちは障害があるおさんは見学に来られても受け入れることができないと、言われたというんですね。どこの保育園も民間の場合はたくさん確保しているわけではないんですけれども、公立保育園のあり方というところでは、受け入れの問題でそういう人材確保の問題も含めて考えていただきたいと思っています。

それから、入園指数の問題で、世田谷区の場合は障害があってもなくても普通のお子さんと同じ指数で考えていると思いますけれども、障害のあるお子さんを持っていらっしゃる御家庭は相当入りにくいということもあって、障害のあるお子さんの受け入れの問題というのは、少し幅を持った形で、公立保育園の受け幅がもう少し多いとその辺が多少解決できるのではないかと、今公立保育園の問題をやっているので、発言させていただきました。

委員

私もこの部会に出させていただいているので、そこで十分お話をしたんですけれども、資料1の裏面の(4)その他の一番最後に書いてあるところですが、やはり公立園だけに障害児や要配慮児が集まるようになってしまう可能性についてはどういうふうに考えればいいのかということ。それと、新しい保育指針の中で、幼児教育を行う施設ということで保育所が設定されるという中で、資料でいただいている幼児教育・保育推進ビジョンとの絡みで、その保育所をどういう扱いにするかということも考えなければいけないと思うのですが、その中で公立保育園というところをどういうふうにするのかということも考えを入れたほうがいいかなと思っています。

ある自治体では、私立園に申し込むと2ポイント上がるという自治体も今あったりして、そういう流れがもしあるのだとしたらどうなのかなとか、そういった指数に関係するような話になってくると、また全然意

味合いが違ってきてしまうので、公立保育園ということを実際にフラットに考えて、やはりみんなが本当にいい場所として、重要な資源としての使い方というのをみんなで考えるべきかなと思いました。

会長

12月15日に次の部会が予定されておりますので、皆さん、御意見がある場合にはぜひ事務局のほうにお寄せください。今何人かの方の御発言がありましたけれども、1つの資源として、よく言うんですが、場と人、そしてそこで行われている実践というものがどんなふう在世田谷区全体の子どもや子育て家庭にとって価値ある役割を果たしていただくような形で考えられるか。これはもちろん現場にも変わってもらわなければなりませんし、そしてまた、人々の意識自体も変えていかなければいけないという大変重要な議論だとは思っていますので、ぜひ12月15日の議論を有効なものにして、これに対する意見をまとめていきたいと思えます。もし何か御意見がありましたら、お寄せくださるようお願いいたします。

それでは次に、議事の(2)新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 新規開園(認可)施設等の確認にかかる利用定員の設定について

事務局

資料2になります。新規開園(認可)施設等の確認にかかる利用定員の設定についてでございます。表紙の一番下のアスタリスクのところですが、平成27年の4月1日以降に認可を受け開設する施設・事業につきましては、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となっております。利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等、世田谷区では、この子ども・子育て会議で意見を聞かなければならないということになってございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙の表がございまして、A3の2枚の資料になります。細かい数字が並んでいるんですが、今回御確認いただくのが、一番上の表の地域、類型、そして新設/移行/定員増減、ここが種別になるのですが、今回、平成30年4月に新規開園するものと、平成30年4月と10月開園の小規模、定員の増減を行っているところ、それと、平成30年4月で新制度の施設・事業に移行するところを掲載させていただいております。

それと、先ほど申し上げた小規模保育事業については、つい先日事業者が決定しましたので、事前に皆さんにお送りさせていただいた資料から若干変更がございまして、

一番上の世田谷地域の右下の欄をご覧ください。まず、平成29年度事業

計画数は平成30年4月開園のもので、今整備を取り組んでいるところでございます。見ていただきますと、3・4・5歳の幼児の部分、2号の認定のところが2,560の計画数に対しまして、現在の確保内容の計が2,648ということで、プラス88ということで、計画数を上回って確保できている状況になります。それと、3号認定のところを0歳、1～2歳と分けて表記させていただいております。0歳のところを見ていただくと、計画数が607に対しまして、現在確保しているのが584ということで、23人ほどまだ足りない状況でございます。では、1・2歳はどうなっているかという、計画では2,136に対しまして、2,099ということで、37人足りない状況になります。幼児の部分で計画数を上回る確保をして、低年齢児、0～2歳のところでまだ少し確保数が足りないという状況が、世田谷、玉川、砧、烏山の4地域で、同じような傾向になってございます。

その下の段の北沢地域をごらんになっていただくと、幼児の部分も若干足りない状況でして、1,326の計画数に対して1,319ということで、マイナス7という状況になってございます。

1枚おめくりいただきまして、次が砧と烏山も掲載させていただいております。内容といたしましては、やはり2号認定のところが少し計画を上回って確保でき、3号認定につきましては、まだちょっと足りない状況でございます。

一番下の表、全体としてもそうですが、平成29年度の計画数、2号認定につきましては、9,758の計画数に対しまして10,185ということで、プラス427となっております。3号認定、0歳のところですが、2,080の計画数に対しまして確保内容が1,890ということで、190ほどまだ足りないという状況になります。あわせて、1～2歳の計画数が7,706に対しまして7,130ということで、まだ576足りない状況になってございます。

こういったことから、まだ低年齢児のところでも足りない状況がございますので、低年齢児を中心に保育施設の整備を行いまして、この計画数を達成していきたいと考えてございます。

報告につきましては、以上でございます。

会長

それでは、今の説明について御質問等がございましたらいかがでしょうか。

これは、精いっぱいやっていて、今、この段階であるということですから、これからも頑張ってくださいとしか言いようがないんですけども、いいでしょうか。実施されている施設の方は言葉もないぐらいの状態でしょうけれども、よろしいですか。

では、施設整備のほうもとても大変でしょうけれども、やはり多くの方々の期待がここに集まっておりますので、ぜひともこれからの御努力をお願いして、特に私たちからお願いすることは、これだけたくさんつくりますと、やはりこの中で行われる保育の質が問題ですので、この質に関する取り組みを精いっぱいやっていただけるように要望いたします。本当に施設をつくられる方々に対して申しわけありませんけれども、しかし、ここで手を抜きますと、子どもの命と成長発達そのものにかかわりが出てきますので、そのところはぜひ気を抜かないで各保育園にさまざまな形で支援をしながら質の担保をしていくような形の取り組みをお願いしたいと思っております。

委員

本当にすごいなと思って見えています。1つ移行についてお願いがあります。認証保育所や無認可保育施設からの移行に関して、今入っている人たちが結構不安になっているということと、フリーランスや、週3日働く人の頼みの綱だったところがどんどん認可化して入れなくなっているということを聞きます。移行がどうなっているのかというのがすごく不安になるので、そこを取り出した情報みたいなものがもしあればホームページ等でぜひ発信していただけたらと思います。

委員

先ほどの会長の御発言と関連しているのですけれども、単純な質問で済みません。これだけ供給量がふえているということは、庁内で保育施設の巡回員の方とかもふえているのか、それともそういう方たちもフル回転で質のサポートをしているのか。その状況について質問させていただきます。

事務局

育成支援の担当の係というのを設けておりまして、年々人数の体制強化はしています。今年度でも回るのが非常に大変な状況の中で、日々チームを組んで誰かが外に行っているという状況がある中で、数的な量の部分についての対応については検討課題と受けとめています。もちろん数の強化は必要だと思っているのですけれども、全体を含めて改めて検討していかなければいけないという課題認識は持っておりますので、そんなところも含めて今後の公立のあり方、全体の中で議論をしていかなければいけないなと思っております。

会長

こういう時期であるがゆえに、恐らく世田谷の保護者の方々は、いろいろな情報を集めて、いろいろな形で自分のキャリアの確保と生活の確保、そして子ども自身の居場所を確保するために努力されるわけで、私も毎年のように、親たちの保活の状況が変化していくことに対していろいろな情報が寄せられてくるわけなのですが、こういった親たちが一体どんな状況の中で保育ということをめぐるって考え努力し、いろいろな活動を

なさっているのかということについて、区のほうとしては十分に承知されているのでしょうかけれども、それでもやっぱり耳を傾けていただきたいと思います。具体的には、また公立保育園のあり方の検討会等でお話をさせていただこうと思っておりますけれども、やはり認定こども園だとか、あるいは先ほどお話があった認証の立ち位置が、入れないということによって変わってきます。当然幼稚園も、今親御さんたちの幼稚園への入園申し込みというのもかなり、変わってきているのではないかと思います。

委員

まず最初に、この表を見させていただいて、子ども・子育て会議が保育所だけの話であればこの表で十分だと思うのですが、やはり幼稚園に行く子どもたち、幼稚園に行きたいと思っている親たちに対しての幼稚園としての数字も必要ではないかと思います。特に幼稚園の場合には、預かりの部分も含めて情報提供していただけると、ほとんどの幼稚園が明日、入園選考するわけですが、見学や説明会の中ではやはり預かりの件について問われることが多いです。預かりがあることによって保育園に行かなくても済むという親御さんも結構いると思いますので、そういった面で、幼稚園の情報、特に預かりの情報も一緒に出していただくと選択の幅が広がってくるのではないかと考えております。

会長

恐らくそういったことや、あるいは一時保育のあり方、地域子育て支援のあり方が、保育園の入園そのものの位置も変えていきますので、刻々と変わっていく地域状況というものにきちんと目配りをしながら、全体としてやはり世田谷区の中で子どもたちの成長発達が健やかに実現されていくということ、そしてまた、子育て自体が楽しく行えるような、そんな世田谷に私たちはしていかなければならない。これは子ども計画の中での最も重要な視点だと思っておりますので、そのあたりを含めてどんな影響が出てきて、どういうふうに変ってきているのかということについても、ぜひ目配り、気配りをしながら定員の調整についてお願いしたいと思っております。

それでは、申しわけありませんが、この問題につきましてはこれで終わりにさせていただいて、次の議題です。

(3)福祉避難所(母子)の検討状況についてに移らせていただきます。事務局からお願いいたします。

(3)福祉避難所(母子)の検討状況について

事務局

福祉避難所(母子)の検討状況について報告申し上げます。この件に

については、この会議では初めて御説明させていただくこととなります。イメージ等わかりづらいところもあると思いますが、御容赦いただき、後ほど御質問等いただければと存じます。

説明の前に、福祉避難所とは何かということがあるかと思うのですが、さらにその前に、本来、震災などが発生いたしますと、御自宅にいられないようであれば区民の方は指定避難所という、一般に避難所と呼んでいるところに避難をしていただくこととなります。基本的には、区立の小中学校などがほとんどですが、そういったところに避難していただくこととなります。よく震災のときにテレビで報道されている学校の体育館のようなイメージかと思えますけれども、その指定避難所の運営マニュアルというものがもともとあるのですが、現在区のほうで標準版の改定作業をしているところです。9月に区議会にもお示しして、今御意見を頂戴しながら改定作業を進めているところですが、今回その中でも、女性、子どもへの対応ということで、授乳室、母子、妊婦や乳児への避難スペースといった新しい観点が入って、基本的な指定避難所の中でもお子さん連れの方や妊婦さんができるだけ過ごしやすいようにという配慮について書き込まれております。もちろん指定避難所は小中学校ですので、御自分の自宅の近く、なれた場所にあるということではそちらのほう過ごしやすい場合もあると思っておりますが、そういった配慮をしてもらってもなかなか難しいという状況の方もいるということで、福祉避難所を設けることになっております。

福祉避難所には、高齢者の方、障害のある方、そして母子ということで、3種類区では考えているところです。障害や高齢につきましては既にマニュアルなども一定程度できておりまして、訓練なども行われており、母子の分野に比べますと先行して準備が進んでいるところなのですが、母子のほうはおくれておりまして、今年度、具体的な検討に着手したところでございます。ですので、まだ決まっていない部分なども多くございますけれども、本日は現在の検討状況につきまして報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料をごらんいただきまして、1の主旨でございます。区では平成29年1月に、区の全体の防災計画であります世田谷区地域防災計画の修正作業を行いました。地域防災計画というのは、国の防災計画、東京都の防災計画、区の防災計画と全てつながっているものでございます。こちらの中で、避難者対策における課題の1つとして、福祉避難所の母子につきまして、今後具体的に検討する必要があると明記いたしました。そこで、今年度、庁内の関係所管を集めまして、検討会、作業部

会、それから保健師による分科会を設置しまして、専門職の観点も入れて検討を進めております。ゼロからのスタートでございまして、すぐに全てを整えることは難しいので、制度の骨格となる枠組みを今年度取りまとめることを目指しているところでございます。

2の検討経過でございます。(1)庁内の検討は、 から に書いているとおりでございまして、主には の係長級の作業部会で検討を詰めてきております。また、その中に、参考となるような専門的な意見を入れるために、 の区の保健師、ふだん母子保健などにかかわっている保健師による専門分科会を設けております。

それから、(2)の区民の方への意見をお伺いする機会でございますが、区民版子ども・子育て会議を9月29日にワークショップ形式で実施し、さまざまな御意見を頂戴したところです。

(3)の協定に基づく意見交換等とありますが、母子避難所に関して協定を結んでいる団体が幾つかございます。1つが、東京都助産師会(世田谷目黒地区分会)という助産師さんの団体にも御意見をお伺いする機会を9月に1度設け、それから本日の夕方にもう1度設けさせていただこうと考えております。それから、協定を7つの学校と結んでございます。そのうちの1つが目黒星美学園ですが、目黒星美学園では御自分の施設が母子避難所になるということをととても強く意識して、生徒さんと一緒に自分たちが何ができるかを考えて取り組みをされているので、その発表会にお邪魔する機会を予定しております。

(4)の学識経験者による職員の勉強会でございますが、(1)の 係長級による作業部会の中で、講師は神奈川県立保健福祉大学の准教授また医学博士でいらっしゃる吉田穂波先生にお越しいただいて、基本的な知識などについての勉強会を6月に行いました。

3の検討の前提となる条件等について簡単に説明させていただきます。まず、(1)出生数でございますが、表の右側に過去3年の出生数の合計を記載しております。8,000人くらい生まれておりまして、1日に平均すると22~23人となります。

おめくりいただきまして、2ページをごらんください。(2)が分娩対応医療機関ということで、つまり産科などがある、赤ちゃんを産むことができる施設が区内にどのくらいあるかということです。こちらは平時の状況についてですが、15施設ございます。災害時につきましては、9の国立成育医療研究センター、10の至誠会第二病院については、備考欄に災害拠点連携病院と災害拠点病院とありますように、東京都の災害時医療救護活動ガイドラインで、周産期医療などについて、原則としてこ

うした病院においては診療を継続するという条件がございます。

(3)の母子避難所の開設施設ですが、先ほど協定の団体が7つございますと申し上げたところですが、災害時に母子避難所の施設として施設をお借りすることが協定で結ばれている団体、学校は記載のとおりです。ごらんのとおり、具体的にどこの施設をお借りできるかがまだ決まっていないところもございます。

3ページをごらんください。(4)の避難者の数の想定でございます。区の地域防災計画では、全体で人口の17.6%が避難所を利用されると想定しております。それをもとに、では、生まれる赤ちゃんがどのぐらい避難所で過ごすことになるのかという想定をしています。先ほど1日当たり22~23人生まれるという数字を申し上げましたが、これに17.6%を掛けますと、1日当たり3人ぐらい新しい赤ちゃんが避難所に来ることになるのではないかと想定をしているところです。

これらの前提条件のもとで検討を進めておりますが、その検討の中で見えてきた課題、もしくは設定している課題と、検討の方向性について、4でございます。

まず、(1)設置場所についてですが、先ほど2ページの表でお示しましたように、協定団体の施設のほうに母子避難所の設置場所を確保します。区内の被害状況、指定避難所への避難状況、また、開設予定施設の被害状況などの情報を収集分析した上で開設を決定いたします。ただ、考え方のところでもお書きしていますが、先ほど申し上げましたように、具体的な場所についてまだ取り決めがないところもありますし、場所が指定されているところでも、体育館だったり、ホールだったり本来の用途がさまざまでございます。実際に使ってみないとまだわからない状況もありますので、来年度以降、訓練などを実施する中で検証して、必要に応じて改善を検討していこうと考えています。

(2)の受入対象者についてですが、先ほど指定の避難所では難しい方と申し上げましたが、どのようなことが難しければ母子避難所の対象になるのかというその具体的なところについては、まだ検討している最中です。自宅や指定避難所での生活が困難な方のうち、妊産婦や乳幼児及びその家族ということは明記されますが、例えばどのぐらいの週数からですか、退院した後はどのくらいまでとか、そういった具体的なことについては、今後また専門職や専門家の方の御意見もいただきながら、また地域の実情に即して議論を行いまして具体的に検討をしてまいりたいと考えております。

おめくりいただいて、4ページをごらんください。こちらは区や国の

ルールで決まっている部分のおさらいになります。(3)開設時期については、発災72時間経過後、おおむね4日目以降となります。こちらは、先ほど申しあげました先行して取り組みが動いている高齢者や障害者の福祉避難所について、発災後72時間経過後に開設について判断するとあり、これに準拠した形で実施していきたいと考えております。ただ、指定避難所からどのように移送するか、どのように移動していただくかですとか、そのタイミング、また開設準備にかかる時間なども考慮して検討する必要があると考えています。

(4)の開設期間についてですが、災害発災の日から7日以内を原則としております。なお、被害の状況等により、必要がある場合には必要な手続を経て期間の延長を行います。法令等の決まりで、指定避難所についても災害発災の日から7日以内となっておりますので、同様の扱いとしたいと考えています。ただし、被害の状況等により、都知事に事前承認をいただくのですが、必要に応じて延長という判断もあり得ると考えております。

(5)の運営体制でございます。行政職員が管理責任者として関与する方向で検討いたします。また、具体的な妊産婦さんなどへのケアについては、助産師などの専門職に担っていただくことを考えております。専門的ケア以外の運営スタッフについては、ボランティアさんの力をおかりすることを中心に検討したいと考えております。

考え方ですが、管理職員については、今大きな災害ですと他自治体からの派遣ということも行われておりますので、そういった派遣職員の活用も想定しております。また、妊産婦さんや母子へのケアについては、地域防災計画にあるとおり、協定相手の東京都助産師会の妊産婦等支援活動協力計画に基づいて実施することを考えています。妊産婦や母子等のケアの基本を理解したスタッフを確保する必要があることを踏まえて実行性のある仕組みをつくることを考えています。ボランティアの確保については、区のボランティアマッチングセンターの活用を想定しますが、専門職については別途資格の確認などもありますので、検討課題としていきたいと考えております。

そのほかの検討課題につきましては、開設、閉鎖の判断基準ですとか、移送手段の確保、備品・備蓄品の確保・保管、医療機関との連携などがまだまだ検討課題としては残されています。

5ページをごらんください。地域によって区内でも被害の差や、どのぐらいの資源が足りないのか、投入できるのかということもありますし、そういった中では7カ所設置できる協定があるとはいっても、優先

順位づけが必要となる場合も考えられますし、実際に避難していただいた方の数にばらつきがあったり、そのような状況も考えられますので、それらも含めて対応できる判断基準をあらかじめ決めておきたいと考えています。

地域防災計画においては、高齢者や障害者についても移送方法が課題となっていますので、同様に、母子避難所の場合には医療機関との関連もあり、その手段について、ほかの福祉避難所の検討にあわせて確保を目指してまいりたいと思います。また、物資については、指定避難所には直接搬送されると考えられているんですが、母子避難所についても同様の仕組みができるかどうかという調整が必要でございます件、また、妊産婦や母子等に特に必要とされるものについて、保健師や助産師の意見を聞きながら、あわせて検討してまいりたいと考えております。また、医療分野との連携は、区の全体での医療救護体制ということもありますので、そちらと整合しながら検討してまいります。

5の今後の検討の進め方についてですけれども、(1)の平成30年度の取組については、今年度、制度の枠組みをつくっていくことを目指しておりますので、これを前提に、発災後72時間までの間に実行する開設準備手順のマニュアル化を進めてまいりたいと考えています。また、先ほどの7施設のうち、どこかモデル施設を指定させていただくなどして運営訓練を実施していき、実践的なことを反映しながら運営マニュアルをつくっていければと考えています。

平成31年度以降についても、標準的な運営マニュアルを活用しながら運営訓練を継続実施して、その施設、状況によって違うということが出てくると思いますので、それをブラッシュアップしていくようなマニュアルの策定など、また新たに訓練を通じて把握できた課題についての対応などを考えております。

6の今後の予定については、おおむね記載のとおりで、特に平成30年度、31年度以降のモデル施設における運営訓練ですとか、それを踏まえた運営マニュアルの改定など、運営訓練をさせていただく場所を拡大していくとか、そういったことを順次行っていくことになるかと考えております。

説明については以上でございます。ありがとうございました。

会長

御質問とか、御要望がございましたら、ぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員

質問になるのですけれども、避難者想定17.6%を子どもに掛けたという部分ですけれども、避難所に避難する人の17%というのは、家でラ

イフラインがなくなった人が17%ということですか。

事務局

区の地域防災計画の中では、家が倒壊したりして住めなくなった人ということですので、状況にもよるかと思いますが、おおむね17.6%と想定しているということです。

委員

その17%が区内に満遍なく掛けられるというのがちょっと疑問だったのですけれども、やっぱり災害が起きたときは局所的になると思うので、満遍なくではなくて、ある1カ所のところが火事でどこも住めなくなったみたいになると、満遍なく17%が掛けられるというよりも、そこに一気に全部集中すると考えるほうが普通なのではないかと考えると、もう少し想定人数を膨らませないと間に合わないのではないかと考えたのですけれども、それは満遍なく被災すると踏まえて検討されているのですか。

事務局

今のところその前提で検討を進めています。ただ、御指摘いただきましたように、火事が起こりやすい場所とかは災害対策のほうでもある程度想定しているところがあるので、このあたりは火事が起こりやすいからより避難者が多く出るのではないかとか、そういった想定も検討していくことが必要かと思います。今は満遍なくこの数字をベースとして検討しておりますけれども、今後、具体的な数字を詰めていくに当たっては、そういった地域性の違いなどを詰めていく必要があると思います。ありがとうございます。

委員

この取り組みというのは世田谷独自ということで、何か国のほうでこういうものをつくれとか、他自治体もやっていて後追いなのか、先にやっているか、そのあたりを伺えますか。

事務局

特に国や都から義務化されているわけではないのですけれども、他の自治体ではやはり先行しているところがあります。近くですと、全く同じ仕組みではないのですが、同じような対象者としての考え方としては、文京区がもっと医療よりな感じで考えているという事例がございます。ほかにも、京都市など、他の自治体でも事例があると伺っています。

委員

3・11後もそうでしたけれども、子育て支援団体の方たちの避難マップなど、草の根の情報収集や訓練の取り組みであったり、保育ネットの避難訓練の取り組みであったり、いろいろ蓄積されているので、協定団体とともにとありますけれども、そういう子育て団体や保育ネットとともに、より深まっていくといいなと思いました。

会長

今、委員からの御発言がありましたけれども、一概に災害、防災といっても、原因によっていろいろ地域差も出てくるし、もちろん課題差もいろいろ出てくるだろうと思われるわけです。先日多摩川の氾濫の警報

が出て、そのとき私も初めて緊急情報を受けたわけです。保育のほうでは具体的に東日本大震災以降ですが、保育ネットワーク等の中でさまざまな話し合いや、あるいは9月には防災のさまざまな取り組みがなされて、その中で乳幼児期の子どもたちを抱えた家庭の課題というのは既にいろいろ話されているわけです。出産のときだけではなくて、その後どうするかという問題や、あるいは小さい子どもを抱えた人たちが避難者になった場合にどうするかという問題も当然あるわけなので、そのときに保育施設はどうするかということも含めて、保育士の派遣等はどうするか、保育所はどうするか、非常に脆弱な状況の中で生きている子どもたちや子育て家庭に対してどうするかというのは、1つ大きな課題として取り上げなければいけない。今の子ども計画を作成するとき、ちょうど震災直後で、この問題を計画に盛り込まなくてはならないという話をしましたが、まだ十分にそこを練り込んでいないということがありますので、次の計画のときには、1つの大きな柱としてこの問題は取り組まなければいけないだろうと思います。

とりわけ被災地では、保育所や幼稚園、学校というものが避難所になった結果、具体的には3つ4つの保育園が集まって暮らしたりして、いろいろな問題がその中に発生しました。被災地の経験をどういうふうに、この問題を持ったことのない幸せな自治体につないでいくのかということ、もう既にいろいろ語られたり、成果も出てきているので、そういったものを参考にしながら、出産直後の問題だけではなくて、その後につなぐ問題としても議論しておく必要があるかなということを感じました。これは次の計画の課題にもつないでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに皆さんの中で、お気づきの点が多数あるんじゃないかと思うので、この問題については、また事務局のほうにどうぞお寄せいただけたらと思います。

それでは続いて、(4)効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について、お願ひいたします。

(4) 効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について

事務局

それでは、資料4をごらんください。効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について、最新の状況を御報告させていただきます。

まず、1の主旨でございます。現在区は、児童相談所の移管を目指しまして、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指して検討を

進めております。この間におきましては、まず東京都及び特別区との調整を進めております。庁内的には、外部有識者によります効果的な児童相談行政の推進検討委員会を開催しております。こちらは委員会及び部会を開催して今検討中でございます。そして、今般、児童相談所開設後の子ども家庭支援センターの体制や、一時保護所の整備方針等を一定整理しましたので、御報告させていただくものでございます。

まず、2の子ども家庭支援センターの体制についてですけれども、(2)をごらんください。子ども家庭支援センターについては、結論的に申し上げますと、今、区内5地域に子家センがありますけれども、子家センは引き続き存続してまいります。この理由としましては整理いたしますと、子家センができて約10年強たちますけれども、子家センは今まで児童虐待の通報窓口として受け付けており、また、要保護児童支援地域協議会の調整機関として地域ネットワークの中核を担って、児童虐待に対する力をこの10年で着実につけてきております。泣き声通報などでも現在初期対応を行っていて、虐待の2次予防が図られておりますので、こういう今までの実績を鑑みまして、児童相談所の移管後も区内5地域においては子ども家庭支援センターを存続するという方向性を出しております。

これもほかの区の状況を見ますと、例えば世田谷区と同じく先行して児童相談所の開設を目指しています江戸川区や荒川区がでは、子ども家庭支援センターの機能は残しますが、ほぼ児相と一体化して、子ども家庭支援センターは児相の中に取り込む形をとっています。そういうところから鑑みますと、世田谷区においては児相が来た後も、5地域に5カ所の子ども家庭支援センターは残していくということで整理いたしました。

(3)でございますけれども、こちらは、主にこれからの検討項目で、強制介入や在宅支援などの業務ごとの役割分担、全般的な子ども・子育て相談や非行相談等の相談受け付けの役割分担、虐待通告の受け付けから対応の手順の整理などがございまして、これらは今後、庁内や、先ほどの外部の有識者による推進検討委員会等で検討していく予定でございます。

次に、3の一時保護所の整備方針についてでございます。一時保護所というのは、児童相談所の機能としまして、緊急のときにお子さんを一時保護する機能を持ったところですが、こちらにつきましては、ここに述べられておりますような3点ほどの要件がございます。一番大事なのは、お子さんの生命と安全の確実な保護となります。ここに記し

てあります3点の要件を満たし、適切な児童の保護を切れ目なく行うために、平成32年4月以降早期の開設を目指している児童相談所と同時に開設できることを条件に、具体の整備地の選定を進めるということを整理いたしました。1つの考え方として、時期をずらして開設し、ずれている間は別の手段を使って一時保護をしていくという考えもあるのですが、今回整理しました内容は、児童相談所と同時開設を目指していくということです。

続きまして、4の職員の確保・育成についてです。まず、職員の確保につきましては、(1)にありますように、平成30年度の職員採用数を増員するなど計画的な採用を行っていきます。また、としまして、外部の専門人材の活用等も検討してまいりたいと思っています。内部の採用と外部の専門人材等の活用等を検討していきます。

(2)の職員の育成につきましては、現在も東京都に4人の職員が派遣されておりますけれども、東京都に加えまして、ほかの近隣自治体の派遣について今調整を行っております。その種類としては、特別区統一による近隣自治体への派遣の協議と、区独自の派遣協議ということで、いずれも平成30年度から派遣を予定しております。

これらの取り組みを続ける一方、区長会を通しまして、東京都にもう少しの職員の確保・育成に関する要請を続けていきます。また、移管時における具体的なお子さんのケースの引き継ぎについて、その期間や方法等の詳細について、東京都と協議を進めていきたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、児童相談所本体につきましては、総合福祉センター後利用施設改修に向けた基本構想を議会に提案いたしまして、今回の定例会におきまして、実施設計費の補正予算という形で準備をしております。先ほどの検討状況につきましては、平成30年2月の福祉保健常任委員会に中間報告という形で報告する予定でございます。ただ、検討は平成30年度も行う予定ですので、最終的な報告につきましては、平成31年2月を予定しております。そして、最終的な目標としましては、平成32年4月以降の早期に、児童相談所及び一時保護所を開設することを目指しております。

職員体制につきましては、参考でございますけれども、児童相談所におきましては、こちらの表に書かれておりますような職員配置計画を予定しております。中核になります児童福祉司におきましては、区においては23人の確保を予定しております。児童心理司につきましては、配置基準は福祉司の半分ということになっておりますので、12人を予定してお

ります。その他、事務の職員や非常勤を入れて、児童相談所本体では合計60人、一時保護所につきましては、児童指導員や保育士を中心に21人程度を考えているところです。ただ、ここら辺の数字は一時保護所の運営形態によりましてかなり増減があるのかなと思っておりますので、今現在、合計81人となつてはおりますけれども、実際はもう少し人数的にふえていくのかなという見込みを立てております。

資料の説明につきましては以上です。

会長

それでは、御質問と御要望等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

児童相談所が区に移管したときの大きなメリットとして、一般的な子育て支援との連携、児童がなるべく保護という事態にならないように一般的な子育て支援を強化しつつ、児童相談所と滑らかに連携して、子どもの最善の利益を目指すということだと思っておりますけれども、その連携の部分は、何か新たな計画とか展開というのをお考えになっているものがあるのでしょうか。

事務局

今後の検討委員会での検討になるんですけれども、委員ご指摘のとおり、主眼としてはまずは予防事業に力を入れていく、なるべく保護にならないようにという形になりますので、イメージとしては、児相移管はあるんですけれども、やはり子家センが今後も中心になって、児童相談行政の中心の役割を担うと思っております。具体的に、子家センと児童相談所の役割分担というのは、今現在、東京ルールに基づいてやっておりますが、いろいろ問題点はありますので、ここは区に移管したならでのやり方というのを今後検討していきたいと思っております。

委員

先般、新しい社会的養育ビジョンで里親制度について、報道でも、3歳までは5年以内に里親委託率75%ということでしたけれども、区に移管される児童相談所の中でも里親制度のフォスタリング機能の部分はどういうふうに入ってくるのかとか、それはこれから都道府県との協議か、その状況をちょっと教えていただけますか。

事務局

東京都との具体的な協議につきましてはまさにこれからということで、正直なところ、東京都自身、あのビジョンを受けまして、まずどうしていいか戸惑っている状況のようです。まずはビジョンのガイドラインが出てくると思いますので、それを見据えてとなるかと思いますが、都道府県の場合は平成30年度に都道府県の推進計画を改定しろと言われておりますので、どちらかというともまずはそちらをやらなければいけないと東京都は思っていると思います。具体的な里親さんの役割は、実務的にはまだこれから調整なのでありますけれども、ただ移管ということを見据

えますと予測もされます。先ほどの推進検討委員会の中に社会的養護部会という部会がございますので、その中でフォスタリング機関のあり方ですとか、里親さんの普及啓発については、今のうちから見据えて検討を行っております。

委員 一時保護の入所定員は、大体どのぐらいを最大で考えているのかというところが1つ。

もう1つは、職員の研修のところ、何名児相に派遣に出しているということだと思っておりますけれども、一時保護所への派遣研修というのはなさっているのでしょうか。どうしても入所系になるので、児童養護を含めたそういったところで研修をしていただいで、子どもとの24時間の生活といったところは一緒にやっていけたほうがいいのかなどは思っていますので、お願いいたします。

事務局 一時保護所の人数についてなんですけれども、特別区が想定する当初に大規模モデルというものがございまして、大体20から25人と想定しております。ただ、今後、一時保護所のつくりによって、例えば部屋割りをどういうつくりにするかによって、この数に増減があることは予想しております。基本的には20から25人というベースになると思っております。

一時保護所の研修ですけれども、先般東京都からも、一時保護所の受け入れについて、児相への児童福祉司の派遣については35人と人数を切られていて特別区は困っているのですけれども、保護所については今のところ枠がなく、来年度以降、研修してもいいということも言われていますので、そういうところは活用していきたいと思っております。

児童養護施設での研修の件ですけれども、これも各児童養護施設さんからありがたいお言葉をいただいております、その辺のところは民間派遣になる形なので、庁内の派遣体制を整備しないといけませんので、そういうところを踏まえながら今後検討していきたいと思っております。

委員 今の質問に関連してというか、私の体験になるのですけれども、私も学生時代に児童相談所3カ所ぐらいに、1週間ずつぐらい、実習に行った経験があって、ちょうど行ったときに、子どもの中ではしかが出たんですね。その対応でばたばたされていて、私も学生ながらにすごく大変だろうと思った記憶があります。もちろん保育士の人数を確保するのはすごく大変だとは思いますが、本当に生活そのものだということが私も身にしみてわかったので、そこは研修も含め、念入りにやっていただけたらいいなという感想です。

会長

児童相談所の移管ということがあり、この世田谷区内の子育てや子どもたちに具体的にどういう影響をもたらすか。これはいい方向にもたらさなければだめなわけです。いい方向にもたらすためには何が重要かといえば、一番大事なことは、先ほどお話があった中に、予防ということはあったのですが、回復ということも非常に重要です。つまり予防をすると同時に、非常に傷ついた子どもたち、あるいは家庭から分離されて非常に厳しいところに置かれる子どもたちをどう支援、回復していくかを考えなくてはいけない。一時保護自体も、実は施設型でいいのかということが今問われているわけで、子どもたちが一時保護という施設の中に入ることが本当にいいのかということも問われている中で施設をどうつくるか。多分そのことは議論されていると思いますけれども、この点についてもぜひ御議論いただきたいと思います。これからつくるものであるだけに、そういうことを考えていただきたい。

それと同時に、予防的な形でできる限り子育て支援、あるいは子ども支援をすると同時に、保護から一旦回復期に入ってきたときに、地域に戻り、地域での支援が適切に行われていく、これが回復の支援だと私は考えていますけれども、そういったものに対して、予防と回復の機能を地域の中でどのように持っていくのか。そして、特に子ども家庭支援センターがその拠点になるとするならば、それなりの人材と、それなりの機能というものがきちんと持てるような仕組みを考えていかなければならないということで、具体的には次の計画をつくっていくときに、このことは非常に大きな検討課題になっていくのではないかと考えています。

先ほどからお話がありますように、今、とりわけ社会的養護の見直しが抜本的に行われていますし、また、区の中でいえば、これだけ待機児がたくさんいる中で、子どもたちの数も、必要な支援も量的にも質的にも非常にふえているときだけに、新たなシステムの構築ということが大きい課題になってくるのではないかと考えております。これに関連して、先ほど委員から発言がありました教育機関との連携というのも、特に幼児期から学齢期にかけては非常に重要なものですし、その中で子ども支援として具体的な予防とか回復をどういうふうに考えていくのかということについてはまだほとんど議論されておられませんので、このあたりについてもぜひ今後議論を重ねていきたいと思います。

それでは、この問題につきましても、皆さんの御意見がございましたら、事務局のほうにお寄せいただけたらと思います。

それでは次に、(5)子どもの貧困対策に係る「せたがや子どもの未来

応援気づきのシート」の配付について、これも初めての報告ですけれども、お願いいたします。

(5) 子どもの貧困対策に係るせたがや子どもの未来応援気づきのシートの配布について
事務局

それでは、資料5に基づきまして御説明させていただきます。子どもの貧困対策に係る「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」の配付についてということで、今回初めて御報告させていただくこととなります。

1の作成の背景及び趣旨でございますけれども、前段は皆さんも御存じのところかと思いますが、改めて御説明させていただきます。大半の子どもたちと同じような利益や機会を得られない相対的貧困にある子どもは、日本では平成27年の時点で約7人に1人に上っております。これは今年6月末に示された国民生活基礎調査の最新の数字で13.9%と出されまして、これがおおむね7人に1人ということです。その3年前に示された数字は16.3%ということで、約6人に1人と言われておりましたので、若干数字は回復しております。ただ、中身を見ていきますと、特にひとり親家庭などでは、その半分が相対的貧困にあるということで、依然として厳しい状況にあるということで、数字上では回復に見えますけれども、実情厳しい状況に置かれている家庭は多くあるという状況です。

国では、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しまして、翌年8月には子どもの貧困対策に係る大綱が閣議決定されております。区では、昨年5月になりますが、子どもの貧困対策推進連絡会を設置し、庁内横断的に子どもの貧困対策の推進に向けた検討をしております。区では、子どもの貧困対策としてさまざまな支援を行っております。保育園、児童館、それから学校など、日常的に子どもとかかわる機関から必要な支援につないでいるところでございますが、昨年の児童福祉法の改正によりまして、要支援児童を把握した関係機関は区市町村に情報提供するよう努めることになるなど、支援が必要な子どもたちをより早期に支援につなげることが求められております。そうした背景から、庁内でもさまざま検討してまいりました。

そうした中で、今回区で作成したものが気づきのシートでして、日ごろ子どもにかかわる機関のスタッフは、もともと虐待等さまざまな気づきの感度をお持ちですが、子どもの貧困に関する傾向を意識することで、さらなる気づきを促し、職場内で共有して、経済的理由により生活上の困難があり、支援を必要としている子どもたちをより早い段階から

つないでいくことができるように、こういったシートを作成しております。

中身に触れる前に、配付先についてですけれども、当面、区立保育園、児童館、青少年交流センターの職員向けに配付してまいります。気づきの感度を上げるためのものとしてシートを作成しておりますが、庁内でもこの活用についてはさまざま意見が出ておりまして、後ほどご説明しますが、例えば項目が書いてありまして、それがあたかもレッテル張りになるのではないかといった危惧もございます。まずは子ども・若者部内の関係施設で活用していく中で改善すべきところがありましたら、それを反映しながら、より多くの子どもとかかわる機関に使っていただきたいというのが思いでございます。今後シートの活用状況を踏まえまして、他の関係機関への配付の拡大を検討してまいりたいと考えております。

3では、これまでの経過を記載してございますけれども、庁内で検討を進めてまいりまして、10月20日以降、区立保育園、児童館、それから青少年交流センターのほうへ配付したところでございます。

A3の折り畳んでいる気づきのシートをご覧ください。これが実際に配付しているものでして、「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」と書いてあるページから見ていただければと思います。前段は、先ほどの説明と重複しておりますので割愛させていただきます。この気づきのシートのコンセプトを真ん中に記載しております。まず子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識する、見落としやすい、経済的理由により生活上の困難がある子どもに気づく手助けにしていきたい。気になる子どもがいた場合に、職場の中でも、ベテラン職員がいたり、新人職員がいたり、さまざま気づきの感度も違うかと思っておりますので、職場内で共有し、話し合っていたきながら、支援につなぐきっかけにしていればと思っているところです。

先ほども御説明しましたが、この傾向に当てはまるからといって必ずしも生活困難であるとは限らないであるとか、生活困難とのレッテル張りにならないように注意していただきたいということで、使用上の留意事項を記載してございます。中のページをお開きいただきますと、左側に子どもの貧困にかかわる主な傾向を掲載しています。どうやってこういった項目出しをしたかといいますと、昨年、東京都で「子供の生活実態調査」を、都内4つの区市をフィールドとしまして行っております。その結果の中で、特に経済的理由により生活上の困難がある子どもに多く見られた傾向を、こちらに目安として掲載しているところです。その

ほか東京都の調査以外にも、例えば大田区や、大阪府、沖縄県など、さまざまな自治体でこういった調査を行っておりますので、それらの調査結果を参考にして、こういった項目を出しているところです。

項目につきましては、「未就学児」、「小・中学生、高校生世代」、それから「保護者や世帯の状況」ということでそれぞれ分けております。

中を見ていただきますと、例えば未就学児のところでは、靴や洋服のサイズが合っていないとか、朝食を食べてこないことがあるといったことがあります。小・中学生、高校生世代では、特に調査の中で見えてきたところでは、持ち物では、スポーツ用品を持っていないけれども、貧困家庭であってもスマートフォンは持っている場合がある。なので、スマートフォンを持っているからといって貧困家庭じゃないということではないですよということを伝えていたり、それから、クラブ活動のことであったり、食生活ではカップ麺、インスタント麺を日常的に食べることが多いとか、そういった東京都の生活実態調査の結果からよく見えてきたところをこちらに記載しております。

右側のページでは、保育園や児童館などそれぞれの現場でそういった気づきがあったときに、どういうふうに支援機関につなげていくかというイメージ図を記載しております。つなぎ先としては、子ども家庭支援センターであったり、直接支援を担当している部署のほうへつなぐということでありまして、そのイメージを記載しております。

その下の、オレンジ色の枠で囲んだ部分ですが、国の内閣府で、子供の貧困対策「子供未来応援プロジェクト」ということで、ホームページ上で、各自治体のさまざまな貧困対策を載せております。世田谷区も掲載してございまして、41事業登録してございまして、そちらの御案内をしております。

次のページをごらんいただきまして、3の子どもの虐待に気づくための主なポイントということで、ネグレクトの観点を主に載せております。ネグレクトは、子どもの貧困と密接に関係があると言われておりますので、虐待の中でも特にネグレクトの主な項目をこちらに掲載しております。

その下で、子どもの支援に関する相談窓口を御案内してございまして、一番下には、先ほど御説明しました児童福祉法の改正による、要支援児童の情報提供についての御案内を記載しております。これが気づきのシートとなります。

もう1冊、気づきのシートの使い方ガイドラインをおつけしております。詳細の説明は割愛しますが、簡単にこういった項目立てになってい

るかご説明します。2ページ以降で使い方のイメージ等、先ほどのシートに記載してあることを記載しています。

おめくりいただきまして、5ページの中段ですけれども、項目出しについては、東京都の生活実態調査の結果を参考にしたり、こちらに記載の有識者の先生方の御意見、現場の御意見などを伺いながら作成しております。6ページから15ページに、先ほどシートのところで御紹介しました国のホームページに掲載しております世田谷区の41の取り組み一覧を掲載しています。16ページ以降は、国の児童福祉法等の改正による、各自治体向けに要支援児童の情報提供について通知が出されておりました、そちらを参考資料として掲載しております。各支援の現場にこのシートとガイドラインを配付しまして、活用を開始したところでした、使用状況などを確認しまして、順次取り組みを広げられればと思っております。

最後に、宣伝になりますが、来月11月は児童虐待の防止推進月間になっておりました、区では11月7日に、「虐待の背景にある子どもの貧困について」をテーマに講演会を行います。講演してくださるのは、首都大学東京の阿部彩先生で、まさに東京都の子どもの生活実態調査の分析などを請け負っております首都大学の先生になります。11月7日の午後7時から9時、成城ホール4階の集会室で虐待防止講演会として行いますので御紹介させていただきました。

説明については以上になります。

会長

それでは、御質問とか御意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

ちょっと外れてしまうかもしれないのですが、高校や中学における貧困や生活困難家庭の実態と、こうした新しい取り組みとの連携についてお伺いします。東京都の都立高校などの状況は存じ上げませんが、神奈川県では、例えば田奈高校では、生活保護や非課税世帯が在校生の2割ぐらいいて、そこでクリエイティブスクールといって、学校の中でいわば福祉的な就労支援だったり、家庭支援だったり、また卒業生でも帰ってきていいよ、みたいな卒業後のアフターフォローを行っています。それよりも少し年齢が小さい家庭が対象になってくるのでしょうか。また、こういう学校機関との連携について、もし何かあればお願いします。

事務局

配付対象としましては、保育園、それから児童館に中高生世代が来ておりますので、そういったところで見たいという思いもありまして、小中学生、高校生世代まで項目を載せているところがございます。

す。東京都の生活実態調査では、高校生世代とか若者の部分についても調査を行い、やはり傾向も出ておりますので、それをシートに落とし込んでいる状況になります。なかなか区のほうから都立高校への働きかけは難しいところがあるのですが、まずは児童館や青少年交流センター等、区内の地域資源の中でそういった世代についても見ていただきたいと思っています。

あと、お話のありました田奈高校の取り組みは、私もいろいろと新聞等で見ておりまして、カフェがあったり、すごく先駆的な取り組みがあると思っております、具体的な施策展開にあたっては、非常に参考になるかなと思っています。

委員

管轄問題についてはよく理解している一方で、田奈高校の校長先生も、とても福祉的な視点が強くて、民間企業のファンドレイジングとか、新しい時代の校長先生というか、管轄を越えて福祉的な視点、児童福祉の視点から学校現場との連携もできるのかもしれないなと思いました。よろしくをお願いします。

委員

多分行政の皆さんも御承知かと思うのですがけれども、世田谷に来てみて本当にたくさんのわかったことがあって、例えば、ひろばや一時預かりがどれだけの子どもや保護者を救い上げてきたかということがあります。その辺は数字には出てこないのですがけれども、全体的に今ある新しい提案というのはすごく私たちもありがたいし、施設側としてはそういうところに頼れるのはありがたいのですが、今ある施設とか、今ある財産をいかに広げていくかということもぜひ考えていただきたいと思っています。本当に3,000円を握りしめて駆け込んでくる親とか、5年後に、先生、あのとき本当に子どもの首を絞めるところだったのよというような人たちもいるわけですね。私は、世田谷は地域支援に関してはそんなに進んでいないなと思っていて、この1～2年相当力を入れてくださっていると思うのですが、やっぱりひろばや一時預かりの存在の意義をあらためて認めていただきたいと思っております。

会長

子どもの貧困という問題は、政策課題としての名前、ネーミングとしてはわかりますし、マスコミの扱いとしても、それは非常にセンセーショナルであり、承認は得られるところなのですが、貧困である当事者にとってみると、貧困というレッテル張りは非常に辛いものがあるので、この政策をどう進めるかということはものすごく神経を使い、なおかつ政策的にも配慮をしていかなければいけないものだと実感しています。そういう意味で、一般施策、今、世田谷の中で地域支援があまり進んでいないということも言われましたけれども、特別なところに

行ける人というのは特別な人たちなので、要するに誰でも使えるもの、誰でも行かれるところ、そして誰でも支えてもらえるところがとても大事なところなのです。誰もが当たり前に行けるところにどれだけアンテナの高い人たちがいるかということが問われるわけで、つまりアンテナの高い人たちが特別なところにおいても、それは当たり前の話なので余り意味がない。アンテナの高いよほどすぐれた人たちというのは、子どもたちの成長発達を心から願い、そして、その支援のために力を注ぎたいと思っている人たちです。そういう意味で、今いろいろなところで子どもの貧困に対するさまざまな研究や議論がなされていますけれども、その中でも子どもの貧困という言葉はどう使うのかということについてはとても議論されているところで、貧困政策に貧困という言葉はもう使わないと宣言している自治体もあるくらいです。

ですから、子どもたちの暮らしを支え、成長発達を支えていくというところを主眼にした貧困政策をしなければならぬし、成長発達の中に見えてくる課題は一体何かという視点がない限りは、子ども自身に受け入れられる施策にならないだろうと見えているところです。これは大人たちにとってもそうですけれども、行政がある意味で工夫しなければいけない点というのは、そんなところにあるのではないかと私は思っております。

そういう意味で、この気づきのシートが出されることによるさまざまなハレーションも当然あるわけですが、一方でこれを出したからといってアンテナが高くなるわけでもありませんので、どういうふうにアンテナの高い人たちを育てていくのか、あるいは、子どもにとって過ごしやすい場所を地域の方とどれだけ一緒につくっていきけるかというところが、世田谷区の大きな課題の1つなのだろうと思うわけです。こういった人たちがたくさん出てこない、子どもの暮らしている場というのは広いですから、どういうふうにアンテナを張っていくのかということについては、今後、この会議の中でももう少しテーマとして取り上げながら議論していきたいと思っております。

それでは、これにつきましても御意見等があれば事務局にお寄せいただけたらと思っております。

最後に(6)子ども計画(第2期)の評価検証・課題抽出についてということで、今議論された中にもかなり出てきておりますので、このシートを少し御説明いただきながら、全体として今後の方向性等を含めてお話ししていただけたらと思っておりますので、お願いいたします。

(6) 子ども計画 (第 2 期) の評価検証・課題抽出について

事務局

子ども計画 (第 2 期) の評価検証・課題抽出についてでございますが、今、会長からお話しいただきましたように、この議題の中の議論だけで整理していくものではございません。今回お出ししております資料 6 は、これまでの子ども・子育て会議において、平成 27 年度、平成 28 年度の 2 年間の主な取り組みなどを御説明、御報告させていただいておりますので、その間にいただいている御意見について簡単にまとめさせていただいたものでございます。本日このように概略を御紹介いたしますけれども、本日だけではなく、今後も幅広く皆様方に御意見を頂戴しながら課題認識を共有させていただき、次年度以降の各種調査や計画策定に反映させていただきたいと考えております。

では、資料 6 の説明に入らせていただきます。まず、分野を幾つかに区切っております、子育て家庭への支援という分野の中で、集団でのケアの難しい方へのアウトリーチ支援が不足しているという御意見をいただきました。区としても、訪問型の相談支援については重要だと考えております、課題と受けとめております。

また一時預かり事業の不足についての御意見もいただきまして、昨年度の子ども・子育て会議において、保育所等一時保育の活用可能性などを議論いただいております、こちら課題と認識しております。ほかにも幼稚園での預かり事業や、発達に不安のある子ども等、配慮が必要な子どもを持つ家庭の支援などについて、簡単に現状等を記載しておりますので御確認いただきまして、今後さらに御意見をいただければと思っております。

裏面をごらんいただけますでしょうか。上から 2 番目の民間学童クラブの利用実態、下から 2 番目の毎日の子育て家庭の生活での困り事を把握すべきといった御意見につきましては、来年度支援事業計画のニーズ調査を実施する予定ですので、その中に項目として入れて把握していくような方向で検討してまいります。

一番下の欄の新たな課題やニーズの確認に当たり、子育て支援の現場の声を聞くべきという御意見をいただいております。こちらについては、アンケート調査と並行いたしまして、ヒアリング調査なども検討すべきと考えておまして、例えば松田委員にいつもお世話になっている区民版の子ども・子育て会議などを活用させていただいて、幅広く御意見を頂戴できればと思っております。

戻っていただきまして、上の段の 3 つの御意見につきましては、子どもの成長と活動の支援の分野でございます。新 B O P 学童クラブについ

て、実態把握や居場所の多様化などについて御意見をいただきました。本件につきましては、昨年度、池本委員にも御参加いただきまして、庁内の関係課職員とで検討会を立ち上げて調査研究を行いました。その研究報告が机上の配付資料として置かせていただいております「せたがや自治政策vol.9」という黄緑色の冊子になります。その中の1の研究報告の6に「子どもの放課後の居場所としての新BOPのあり方にかかる調査研究」という中で取りまとめています。こちらにつきましては、児童課長より報告をさせていただきます。

この調査・研究にあたって、池本委員に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、簡単に御紹介させていただきます。127ページの下に、本研究では、平成17年度より全区立小学校で展開しているBOP事業と学童クラブ事業をあわせた取り組みである新BOP事業全体について、課題を整理した上で、子どもの放課後の居場所の1つとして、子どもたちにとって一層魅力のある取り組みになるよう、そのあり方について考察するとうたっております。

振り返りと整理という意味で確認になります。131ページをお開きいただきたいと思います。新BOPの取り組みとしましては、表に書いてあるとおり、BOPと学童クラブとに分かれておりまして、児童課の所管でございます学童クラブについては、いわゆる学童保育の部分、それから左側のBOPについては遊び場の提供となっております。平成11年度から新BOP事業を開始しまして、平成17年度に区立の全小学校で実施しております。

課題の認識の部分として、まず134ページをお開きください。上の図5のグラフは、学童クラブ入会児童数の推移と、区立小学校在籍児童数に占める割合でございます。両方とも年々増加しておりまして、平成28年度は学童クラブ入会児童数が5,336人、区立小学校在籍児童数に占める割合が29.3%となっております。

続いて137ページをご覧ください。学童クラブの今後の需要見込みについても、図10のとおり増加していくと見込んでおります。このあとのページには、子ども、保護者へのアンケート等々から、いろいろな課題を整理してございます。142ページをご覧ください。本研究の課題の設定としまして、子どもが過ごす場所として、それを支える「人材」「適切な場所」それから日々の「事業内容」この3点が重要であるとしております。

143ページからは課題の現状や要因分析、支援の方向性などを記載し

ています。人材の確保の課題については、なり手の不在と離職者の多さということが課題となっております。人材をどう集めるか、どうアプローチしていくかというのが、145ページ、146ページに記載しております。147ページには、その人材をどう育成していくかというもう1つの課題がありまして、人材育成のための研修内について148、149ページの見開きでお示ししております。

それから、151ページには、どう中身を充実していくか、専門家による実技指導を入れたらどうかという提案。152ページでは、活動スペースが限られている中で、学校外施設との連携についても取り組んでいくべきだということを記載しています。

153ページには、事業内容の課題として、場所と時間の制限もある中、全学年に魅力ある内容として興味を持ってもらうプログラムの設定が難しいということを記載しています。

それから、課題として高学年になると新BOPの利用が下がっていくということがありまして、これは155ページに書いてあるように、塾や習い事に通い始める方が多くなるということが要因と考えられます。

158ページに、課題のまとめを表に示しております。人材・場所・事業内容について、現状・要因・アプローチ等を示しております。この課題研究を受けまして、現在進めている取組みを一部、御紹介させていただきます。人材の確保については、平成29年度に報酬の改定を行いまして、指導員についてはフルタイム勤務ではないんですけども、月額に対して約6,000円の増としております。募集に関しては、大学の学生課や就職課だけでなく、キャリアセンターのほうにも働きかけを行っております。

それから、新たな魅力ある活動内容の充実としましては、東京都障害者スポーツ協会の講師派遣を受けまして、パラリンピックでも種目となりましたボッチャをモデル的に実施しています。ボッチャは、誰でも行うことができる、子どもでもすぐ理解できるということで、ボッチャセットを借りまして、学生のボランティア団体とも連携して、その指導方法について取組を進めながら研究しているところでございます。

それから、学校外との連携については、今後ともプレーパークや児童館との連携を深めていきたいと思っております。また、あり方研究の中でも触れておりますが、地域の中で事業を展開している民間の団体がございまして、これらと一足飛びに学童クラブと直接連携を図るとするのは難しいかもしれませんが、間にある児童館がキーとなって連携をしていきたいと思っております。

それから、研究の中でも触れておりますが、子どもの意見をどう反映していくかというところで、意見箱を置いたらどうかという御提案もいただいております。これについては新BOPで調査を行いました。その中では、10年前から意見箱を設置しているところもございましたし、日々の遊びの中から意見を反映しながら遊びやプログラムにつなげているところもありました。また変わった取組みとしましては、いろんな行事の中で、一等賞をとった子どもに対してドリームチケットというのを渡して、その裏面に子どもの願いをかなえるような使い道を示しまして、何をしたいかというのをそこで子どもに選んでもらって、例えばゲーム大会ですとか、いろいろな種目のチーム戦をやりたいとか、好きなものをつくりたいというような願いをかなえるような取組みをしている新BOPもございました。研究の内容については、今後とも新BOPの事業に生かしていきたいと考えております。

報告は以上です。

事務局

ただいまの報告や資料6に記載のものに限らず、さまざま御意見をいただければと考えております。いただいた御意見についてはすぐに施策に反映できるものもありますし、また今後検討していくべきものとさまざまありますけれども、それぞれのステージに移していきたいと考えております。ですので、本日や次回も含めて、委員の皆様から幅広く御意見をいただき、資料6のようにまたまとめさせていただき、これを積み上げて検証を進めて、課題の共有を図りながら議論を深めてまいりたいと考えております。

委員の皆様それぞれ御専門や子ども・子育て家庭に関わるお立場でいらっしゃると思いますので、そういった観点から、状況の変化とか、新たな課題やニーズについて、現行の計画や施策展開について、足りない視点とか、ニーズに対応できていない点など、さまざま御意見をいただき、今後の計画策定などに生かしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会長

これ自体としては、第2期の検証ということになりますよね。第2期の計画自体はいつ具体的な見直しを始めて、こういった意見はどこまでにとまとめればいいのかというのを出していただけませんか。

事務局

第2期の計画自体は、平成27年度から36年度の10年間ではありますが、やはり10年間というと、さまざま状況も変わってまいりますので、中間的な見直しのような形で後期計画を策定したいと考えています。具体的に策定のスケジュールといたしましては、来年度に調査などを実施して、再来年度計画を策定して、平成32年度からの後期の計画がスタート

するといったスケジュールになります。今年度はさまざまな御意見をいただき、それを来年度の調査に反映させていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

今回の会議、あるいはその次ぐらいのところ、問題の抽出としては1つの節目になるということでしょうか。

事務局

今の計画を作成する際には、諮問して2年間かけて議論し、報告書として答申をいただくかたちで行いましたが、今回そこまでは意図していないところです。なので、こういった形で課題などを皆さんからいただきながら、こういったことに注視していかなければいけないのか、こういった取組みを重点的にやらなければいけないのかというものの素材をいただけたらと思っています。一旦今年度、つまり次回までで一定の整理を行い、来年度早々に調査設計を始めたいと思っていますけれども、調査の項目を皆さんと一緒に作りながら、新たな課題が出てくればそれも反映していくということで、余り期限を決めてということではありません。

会長

子ども計画の後期計画を具体化していくために来年度調査を行います。そのために、今年度にある程度、問題の所在とか具体的な課題としなければならないことは何なのかということについて、洗い出しを行いますので、皆さんのところで問題意識等があれば事務局に直接でいいのでぜひ出していただきたい。これが議論の中できちんと組み込まれていくような仕組みをつくっていかねばなりませんので、御協力をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事ですが、お時間も過ぎていきますので、これで終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しいたします。

事務局

本日は長時間にわたりまして、貴重な御意見をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。次回の日程調整をさせていただきたいと思います。

< 日程調整 >

では、次回は1月23日火曜日9時30分から11時30分に開催させていただきたいと思います。また近づきましたら、会場も含めまして改めて御案内をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、第3回子ども子育て会議を閉会いたします。